令和3年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費の財源とし、その充当について明らかにすることとされておりますので、以下のとおり明示します。

	令和3年度予算額	【うち社会保障財源化分】
地方消費税交付金	133,878　千円	56,231　千円

（単位：千円）

事業名		事業費	うち一般財源 （　　）は、増収分交付金充当額	
社会福祉	児童福祉事業 （保育関係経費、子ども医療費など）	407,867	170,279	（ 20,243 ）
	高齢者福祉事業 （自立継続サポート事業、老人施設入所経費など）	20,468	19,771	（ 2,249 ）
	障害者福祉事業 （障害福祉サービス等給付事業、自立支援医療給付費など）	133,462	37,161	（ 4,498 ）
小計		561,797	227,211	（ 26,990 ）
社会保険	国民健康保険	60,273	32,935	（ 3,936 ）
	介護保険	100,400	95,887	（ 11,811 ）
	後期高齢者医療	84,409	71,243	（ 8,434 ）
小計		245,082	200,065	（ 24,181 ）
保険衛生	予防対策事業 （予防事業）	60,043	25,388	（ 2,811 ）
	健康対策事業 （健康増進事業、がん検診推進事業など）	25,620	20,527	（ 2,249 ）
小計		85,663	45,915	（ 5,060 ）
合計		892,542	473,191	（ 56,231 ）

※事務費、事務職員の人件費（特別会計への事務費、人件費繰出しを含む）は、事業費から除いています。